

つくば市告示第358号

つくば市学生の消防団活動の認証手続等に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

つくば市長 五十嵐立青

### つくば市学生の消防団活動の認証手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生、大学院生又は専門学校生（以下「学生」という。）が在学中に消防団活動を継続的に行い、地域社会に貢献したことの認証（以下「認証」という。）に関する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 認証を受けることができる者は、学生又は学生でなくなった日から3年を経過していない者のうち、在学中に1年（過去に他の市町村（特別区を含む。）の消防団の団員であった期間がある者については、その期間を含む。）以上つくば市消防団の団員であったものであり、かつ、団員としての活動実績があるものとする。

(推薦依頼等)

第3条 認証を希望する者は、つくば市学生消防団活動認証推薦依頼書（様式第1号）を消防団長に提出するものとする。

2 消防団長は、前項の規定による推薦依頼があった場合は、推薦依頼書内容及び推薦依頼者の活動実績について審査し、推薦することを決定したときは、つくば市学生消防団活動認証推薦書（様式第2号）を市長に提出するものとする。この場合において、消防団長は、必要に応じて推薦依頼をした者の実績を確認する

ことができる資料を市長に提出するものとする。

(認証の決定)

第4条 市長は、前条第2項の規定による推薦があったときは、当該推薦に係る書類の内容を審査し、認証の可否を決定するものとする。

(審査結果通知書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による決定をしたときは、つくば市学生消防団活動認証審査結果通知書(様式第3号)を消防団長に交付するものとする。

(認証状の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、つくば市学生消防団活動認証状(様式第4号。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

(認証証明書の交付)

第7条 市長は、被認証者の求めに応じ、つくば市学生消防団活動認証証明書(様式第5号。以下「認証証明書」という。)を当該被認証者に交付するものとする。

(認証の取消し)

第8条 市長は、被認証者が虚偽の推薦依頼その他不正な手段により認証を受けたときは、認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、つくば市学生消防団活動認証取消通知書(様式第6号)により当該認証を取り消された者に通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された者は、既に交付された認証状及び認証証明書を速やかに市長に返却しなければならない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。